

2022年6月8日

株 主 各 位

岐阜県美濃加茂市牧野1006番地

セブン工業株式会社

代表取締役社長 木 下 浩 一

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は新型コロナウイルス感染予防のため、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面による事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 岐阜県美濃加茂市太田町2565番地の1
シティホテル美濃加茂 3階 若竹（わかたけ）の間
（末尾の「定時株主総会会場のご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第63期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.seven-gr.co.jp>）に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ】

新型コロナウイルス感染予防の観点から、本株主総会につきましては、冒頭のご案内のとおり、書面による事前の議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げますとともに、株主総会の開催方針を以下のとおりご案内いたします。

株主様のご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

- ① 今後の状況変化により、株主総会の会場変更等、総会運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.seven-gr.co.jp>) に掲載しますので、ご出席の際はご確認くださいようお願い申し上げます。
- ② お土産および株主総会後の工場見学は中止とさせていただきます。
- ③ 当日ご出席される株主様は、マスク着用にてご来場ください。会場にて検温、アルコール消毒の噴霧へのお声掛けなどの措置を講じさせていただきます。
- ④ 株主総会に出席する役員および運営スタッフはマスクを着用して対応させていただきます。
- ⑤ 本株主総会においては、新型コロナウイルス感染予防のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ⑥ 会場では、株主様同士のお席の間隔を広く取るよう対策をいたします。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化を背景に、ワクチン接種の普及など感染対策の広がりから、徐々に経済活動が正常化に向かう動きも見られました。しかし、世界的な原油価格の高騰を始めとした資源価格の値上がりが進んでいるなか、2月に勃発したロシアのウクライナ侵攻によって、資源価格の高騰を拍車かけるとともに世界情勢の不安感の高まりが経済活動にも深刻な影響を及ぼす状況となっております。

当社が属する住宅業界におきましては新設住宅着工戸数の回復に伴い、前年同月比を上回る状況が続くなど、市況は堅調に推移いたしました。 「ウッドショック」と呼ばれる世界的な木材資源の需給バランスの不均衡を背景とした資材価格の高騰および供給体制に混乱が生じており、厳しい経営環境下で推移いたしました。

当事業年度、当社においては会社設立60周年を迎えたことから、改めて設立時の原点に立ち返り、社是の理念の一つである「全員がプロになろう ～Be Professional!～」をスローガンに掲げ、従業員一人ひとりが、この理念を共有し業務・製品に対する付加価値を追求するとともに収益力とブランド力の向上に取り組んでまいりました。

内装建材事業においては、顧客ニーズに即したきめ細やかな営業展開に努めるとともに既存製品の更なる省施工の推進（エコプレ階段）や機能性を活かした商品群の展開（ユニット階段、Sシリーズ等）、これら商品を主軸とした需要深耕および顧客開拓を進めてまいりました。住宅のトレンドの変化に伴い和風造作等化粧貼り関連商品が低迷した一方、事業領域の拡大を狙う非住宅分野へのアイテムの拡充および拡販に努めるとともに特注対応力を発揮したカウンターを中心に、受注は底堅く推移し、販売は堅調に推移いたしました。しかし、木材資源の価格高騰により原価上昇が進み、収益性の観点において課題を残す厳しい結果となりました。

木構造建材事業においては、かねてから強化・推進しているプレカット、パネル、建装の三位一体の事業戦略を進めるなか、特に非住宅分野への取り組みは、その成果が如実に表れ事業部門の成長戦略として確固たる道筋を付けることがで

きました。その他、収益力強化に資するポートフォリオの構築等が奏功し、安定した受注と収益性改善により、いずれの事業も好調に推移いたしました。尚、ウッドショックを背景とした資材価格高騰ならびに調達面の混乱等、極めて舵取りが難しい局面にありましたが、前述した事業戦略を進めるための柔軟かつ効率的な生産体制および資材調達体制の構築を図るなど独自の強みを発揮してきたことにより、堅調な事業運営で推移いたしました。

会社設立60周年を迎えたこともあり、改めて企業ブランドの構築を進める一環として、ホームページの全面リニューアルを行うと同時にコーポレートスローガンの設定など企業理念の体系を整理し、社内に対する周知・啓蒙を図ってきました。また、SDGs宣言を行うなど、現代に生きる企業としての在り方を模索し、かかる施策を推進してまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は160億16百万円（前事業年度は126億86百万円）となりました。

セグメント別の売上状況は次のとおりであります。

事業別	売上高 百万円	構成比 %
内装建材事業	8,028	50.1
木構造建材事業	7,972	49.8
その他	14	0.1
合計	16,016	100.0

利益面では、営業利益は4億63百万円（前事業年度は1億56百万円）、経常利益は4億78百万円（前事業年度は2億19百万円）、当期純利益は当社子会社であったSEVEN GUAM CO., LTD. の清算が終了したことに伴う子会社清算益49百万円を加え、3億61百万円（前事業年度は2億75百万円）となりました。

なお、当社は当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。これに伴い、前事業年度と比較しての増減額および前事業年度比（%）を記載せず説明しております。

剰余金の配当につきましては、当事業年度の業績、財務状況など総合的に勘案し、1株につき10円（前期期末と比較し3円の増配）の期末配当の実施を本株主総会にお諮りさせていただくこととしました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、1億99百万円であります。

その主なものは内装建材事業の階段加工設備および造作材加工設備等でありませ

(3) 資金調達の状況

上記設備投資資金および運転資金として長期借入金3億円を調達いたしました。

また、当社は資金調達に係る不測の事態への対応手段確保を目的として、主要取引金融機関と総額11億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

今後の経済の見通しについては、ロシアのウクライナ侵攻による世界情勢の不安定感が国内経済にも深刻な影響を及ぼし、円安の進行も背景にあらゆる資源価格の上昇や資源の調達にかかるリスク等極めて不透明な経営環境が予測されます。また、新型コロナウイルス感染の収束時期も見通せず、先行きは一層の不透明感が増すことが予想されます。

当社が属する住宅業界におきましても、昨年から続く、「ウッドショック」と呼ばれる、木材資源の価格高騰および調達リスクについても、ロシアのウクライナ侵攻を発端とした世界情勢の不安定感の高まりから海外の木材市場の混乱に拍車をかけ、加えて円安の進行も背景に海外資材の調達コストの更なる高騰および調達不安も懸念されます。

このような厳しい経営環境のなか、前事業年度以上に社員一人ひとりのプロフェSSIONALとしての意識、行動が要求されることから、前事業年度のスローガンを踏襲し、「Be Professional II」を掲げ、更なるプロアクティブの進化を図り、困難な局面を打破する施策を講じてまいります。

内装建材事業においては前事業年度、原価上昇に伴い収益面で課題を残す内容となりました。早急に収益性改善を進めるとともに海外からの資材調達の混乱を背景とした生産性悪化の改善に向け、体制の見直しやDXの推進を含めた合理化を進めてまいります。このような課題を残した一方、資材調達等における困難な局面のなか、安定供給や品質面において市場からの信頼を得ていることが受注獲得に繋がっていると認識し、引き続き、きめ細やかな顧客ニーズの対応や更なる品質力強化に加え、省施工・機能性商品の拡充、加工・塗装技術をコアとした商品力の強化、非住宅分野への領域拡大等に努めてまいります。

木構造建材事業においては、事業部の成長戦略として非住宅分野の拡充が確固たる位置付けになっていることから、領域拡大に資する更なる営業力強化と、それを裏付ける加工能力の向上および生産体制の増強、更には戦略的なアライアンスを構築してまいります。当事業年度もウッドショックを背景に難しい舵取りが予想されるなか、資材供給体制等における独自のネットワークを駆使するとともに三位一体の事業シナジーを発揮し、コスト競争力の強化と品質の安定性を確保し、受注拡大に繋げてまいります。また、新商品であるサッシ付パネルの拡販に

向け、見学会等を通じて施工実績のPRに努めるなど、新たな施策を投下し市場における存在感の向上とセブン工業ブランドの浸透に傾注いたします。

株主の皆様におかれましては今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 60 期 (2019/3月期)	第 61 期 (2020/3月期)	第 62 期 (2021/3月期)	第 63 期 (2022/3月期) (当事業年度)
売 上 高(百万円)	14,633	14,642	12,686	16,016
当 期 純 利 益(百万円)	234	247	275	361
1株当たり当期純利益 (円)	52.47	55.42	61.73	81.07
総 資 産(百万円)	11,871	10,829	10,153	11,984
純 資 産(百万円)	6,285	6,463	6,650	6,948

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 当事業年度につきましては、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第60期の期首から適用しております。
4. 当社は、2020年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第60期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 重要な企業結合等の状況

都築木材株式会社は、当社の議決権を26.9%所有しております。人的な関係につきましては、役員として2名が取締役（非常勤）に就任しております。

当社は都築木材株式会社に対して、製品の販売および原材料の仕入等売買取引を行っております。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は、集成材等を使用した住宅部材を品目別に生産販売しているほか、不動産の賃貸管理を行っております。

なお、当社の各事業内容は以下のとおりであります。

事業	内容
内装建材事業	内装部材 (階段・手摺・カウンター・和風造作材・樞・洋風造作材)
木構造建材事業	構造部材 (プレカット加工材・住宅パネル)・施設建築
その他	賃貸事業 (不動産の賃貸管理)

(8) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

本 社	岐 阜 県 美 濃 加 茂 市 牧 野 1 0 0 6 番 地	
営 業 所	東 京 営 業 所	東 京 都 中 野 区
	中 部 営 業 所	岐 阜 県 美 濃 加 茂 市
	大 阪 営 業 所	大 阪 府 東 大 阪 市
	九 州 営 業 所	福 岡 県 福 岡 市
工場および資材物流センター	七 宗 第 一 工 場	岐 阜 県 加 茂 郡 七 宗 町
	七 宗 第 二 工 場	岐 阜 県 加 茂 郡 七 宗 町
	七 宗 第 三 工 場	岐 阜 県 加 茂 郡 七 宗 町
	美 濃 加 茂 第 一 工 場	岐 阜 県 美 濃 加 茂 市
	美 濃 加 茂 第 二 工 場	岐 阜 県 美 濃 加 茂 市
	美 濃 加 茂 第 三 工 場	岐 阜 県 美 濃 加 茂 市
	美 濃 加 茂 第 四 工 場	岐 阜 県 美 濃 加 茂 市
	白 川 工 場	岐 阜 県 加 茂 郡 白 川 町
	神 湊 工 場	岐 阜 県 加 茂 郡 七 宗 町
資 材 物 流 セ ン タ ー	岐 阜 県 美 濃 加 茂 市	

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
404名 (82名)	2名増 (5名減)	41.3歳	15.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	百万円 628
株 式 会 社 十 六 銀 行	379
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	368
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	17

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

株式の状況

- ① 発行可能株式総数 11,946,300株
- ② 発行済株式の総数 4,673,250株（自己株式208,581株を含む）
- ③ 株主数 1,710名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
都 築 木 材 株 式 会 社	1,196,160	26.79
西 垣 林 業 株 式 会 社	1,046,640	23.44
セ プ ン 工 業 社 員 持 株 会	150,701	3.38
村 上 隆 吾	113,300	2.54
株式会社Asia Accelerate Partners	78,200	1.75
原 田 義 久	61,800	1.38
杉 山 榮 弘	56,805	1.27
須 山 木 材 株 式 会 社	54,600	1.22
南 啓 子	48,000	1.08
内 木 真 哉	47,700	1.07

- (注) 1. 当社は、自己株式を208,581株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式208,581株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
都築寛明	取締役会長	都築木材株式会社 代表取締役社長
木下浩一	代表取締役社長執行役員	
横井勝	取締役常務執行役員	木構造建材事業本部長
井上聡二	取締役執行役員	内装建材事業本部長
西垣貴文	取締役	西垣林業株式会社 代表取締役副社長
下平真治	取締役	都築木材株式会社 取締役 営業本部本部長
中川雅晴	取締役	公認会計士 中川雅晴事務所代表 中村超硬株式会社 監査役 G M B 株式会社 監査役
阿部正義	常勤監査役	
串田正克	監査役	弁護士 串田・野口法律事務所代表 佐藤食品工業株式会社 監査役
稲越千束	監査役	公認会計士 公認会計士稲越千束事務所代表

- (注) 1. 取締役西垣貴文および下平真治ならびに中川雅晴の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役串田正克および稲越千束の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は社外取締役西垣貴文および中川雅晴の両氏ならびに社外監査役串田正克および稲越千束の両氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 社外取締役中川雅晴氏および社外監査役稲越千束氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2021年6月24日開催の第62期定時株主総会において、井上聡二および下平真治ならびに中川雅晴の各氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
- (2) 2021年6月24日開催の第62期定時株主総会の終結の時をもって梅村誠司および山北耕介の両氏は任期満了により取締役に退任いたしました。

6. 当事業年度中に生じた取締役の地位および重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

- (1) 2022年4月1日の執行役員制度導入に伴い、代表取締役社長木下浩一および取締役横井勝の両氏は、それぞれ代表取締役社長執行役員、取締役常務執行役員に地位を変更いたしました。
- (2) 取締役中川雅晴氏は、2022年3月18日付で西垣林業株式会社の監査役を退任し、同社顧問に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である当社のすべての取締役および監査役の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(基本方針)

当社の取締役の報酬は、定時株主総会における報酬限度額の範囲内（役員退職慰労金を除く）において、内規に基づく役位、担当職務、他社水準および従業員給与とのバランス等を総合的に勘案し決定する。

報酬は月額固定報酬、取締役賞与および役員退職慰労金で構成する。

a. 月額固定報酬

個々の取締役の報酬の決定に関し、当該年度の業績等ならびに各職責を踏まえ、取締役会において決議する。

b. 取締役賞与

当該年度の業績等を総合的に判断したうえで、取締役会において支給の有無および総額を決議する。取締役会決議に基づき、代表取締役社長が個々の取締役の支給額について委任を受けるものとする。

c. 役員退職慰労金

役員退職慰労金支給規程において、金額又は算定方法を定める。

支給時期については、取締役を退任する時をもって、応当する年度に開催する定時株主総会の決議により支払うものとする。

当社の監査役の報酬については株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役割分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	89 (7)	89 (7)	— (—)	— (—)	10 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	20 (8)	20 (8)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	109 (15)	109 (15)	— (—)	— (—)	13 (6)

- (注) 1. 上表には、2021年3月31日をもって辞任した取締役1名(社外取締役)および2021年6月24日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2004年6月25日開催の第45期定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。(使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。)当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名(うち、社外取締役2名)です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2004年6月25日開催の第45期定時株主総会において年額3千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名(うち社外監査役2名)です。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2021年6月24日開催の第62期定時株主総会決議に基づき、2021年3月31日をもって辞任した取締役および同株主総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 3名 17百万円（うち社外取締役 1名 0百万円）

（各金額には、上記②および過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役3名17百万円（うち社外取締役1名0百万円）が含まれております。）

④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬の総額

当事業年度において、社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から、役員として受けた報酬等はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役西垣貴文氏は西垣林業株式会社の代表取締役副社長であります。当社は西垣林業株式会社に対して、製品の販売および原材料の仕入をしております。

取締役下平真治氏は都築木材株式会社の取締役であります。当社は都築木材株式会社に対して、製品の販売および原材料の仕入をしております。なお、同氏は2022年4月1日付で同社の常務取締役に就任いたしました。

取締役中川雅晴氏は公認会計士中川雅晴事務所の代表を兼務しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引その他関係はありません。

監査役串田正克氏は串田・野口法律事務所の代表を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には重要な取引その他関係はありません。

監査役稲越千束氏は公認会計士稲越千束事務所の代表を兼務しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引その他関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役中川雅晴氏は中村超硬株式会社およびGMB株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には重要な取引その他関係はありません。

監査役串田正克氏は佐藤食品工業株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には重要な取引その他関係はありません。

- ③ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係について
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況及び 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
西垣貴文	取締役	当事業年度開催の取締役会16回のうち全てに出席いたしました。主に独立的な見地から当社の経営全般に対し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。
下平真治	取締役	取締役就任後に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に独立的な見地から当社の経営全般に対し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。
中川雅晴	取締役	取締役就任後に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に独立的な見地から当社の経営全般に対し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。また、公認会計士としての専門的見地から財務、会計に関する助言、提言を行っております。
串田正克	監査役	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。取締役会および監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から法令遵守全般について助言・提言を行っております。
稲越千束	監査役	当事業年度開催の取締役会16回および監査役会13回の全てに出席いたしました。取締役会および監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から財務、会計に関する助言・提言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
	百万円
1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24
2. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記1. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の進行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠等を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項に基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会はこの決定に基づき、その議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 社は「真実と努力」、「行持報恩」を基本理念とし、社是に基づく真実性、公正・透明性を基本とした「行動規範」、「行動指針」を定め、役職員全員がこれを遵守すべく継続的な研修を行う。

【運用状況】

社はおよび行動規範、行動指針をまとめた「行動手帳」を全社員に配布するとともにイントラネットに掲載するなど周知を図っている。社是については掲示だけでなく全社集会、各部署における朝礼等において唱和し、常に意識向上を図っている。新入社員には入社前教育において、内容を説明し周知および啓蒙を行っている。

- ② 企業倫理委員会を組織し、法令・社会規範遵守の啓蒙活動のほか、同委員会および弁護士を相談窓口とする社内通報制度の利用を促進し、コンプライアンス違反、その他の問題に関する事実の早期発見に努めるとともに不正行為の原因追及と再発防止策の策定を行うなど法令遵守の徹底化を図る。

【運用状況】

企業倫理委員会は年2回開催しており、発生事案または懸念事項について協議または報告を行っている。重要事案が生じた場合は、適宜、委員会を開催することとしており、事案に応じて再発防止策を検討するとともに関係者の処分が必要と認められた場合は賞罰委員会に上程し審議している。

- ③ インターナルコントロール委員会を組織し、各部が行う業務管理の点検および改善事項の抽出に基づき、改善策の検証、実施に関する支援を行い業務品質の向上を図る。

【運用状況】

会計監査人、内部監査室からの指摘事項の改善に関し、販売・購買・帳簿在庫等、分科会である各プロセス委員会において業務の有効性・効率性に係る活動を推進している。各プロセス委員会の活動の内容についてはインターナルコントロール委員会において報告、協議され、DXの活用も含め改善の機会を設けている。

- ④ 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置付け、組織の業務全体に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行う。

【運用状況】

整備・運用については、プロセスオーナー制度を採用し販売、購買、帳簿在庫プロセスを中心に実施している。活動の内容は各フローチャートの見直し、また内部・外部監査からの指摘事項について重要性の高いものから整備を実施している。当事業年度は内部監査室の監査結果において財務報告に影響する事案はないと評価されている。

- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は行わない。事案については管理部を対応部署として定めるとともに、これら勢力、団体からの介入を防止するため警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。

【運用状況】

岐阜県企業防衛対策協議会への参加などを通じて、警察や暴力追放センターなど関係機関との連携を深めているとともに、同協議会での内容について社内に周知している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 情報管理、文書管理に関する規程に基づき、各種の文書、帳票類等について適切に保存、管理する。また、株主総会をはじめ重要会議の議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧することができる管理体制を維持する。

【運用状況】

情報管理基本規程および文書管理規程ならびに品質システムに基づくマニュアルにより文書管理を行っている。重要会議の議事録等に関しては保管場所が決められており、これらの書類に関する閲覧権限のある者については常時閲覧が可能である。

- ② 機密情報、内部情報については、内部情報管理に関する規程に定めた基準に基づき適切に管理する。

【運用状況】

情報管理基本規程や情報セキュリティに関する諸規程、マニュアルを整備し、システムによるセキュリティ対策を実施している。職務上知り得た機密情報をもとに内部者取引が行われないよう内部者取引管理規程によりルールを定めている。内部者取引防止については、管理部が中心となり研修会等への参加やポスターの掲示など啓蒙活動を行っている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程に基づき、総合的なリスク管理の方針と手法を明文化し、重大なリスクの発現に備え、社員のとるべき行動を定め周知する。

【運用状況】

リスク管理規程に基づき会社のリスク事象を共有し、各委員会や会議体において内容、情報を整理し、主要なリスクに対する検証、対策を行っている。また、リスク事象に対するレビューについては内部監査室が行う業務監査においてモニタリングを行っている。

- ② 各部署は、リスク管理規程に基づきそれぞれの所管業務に係るマニュアル、作業手順書などを整備し実施する。

【運用状況】

損失発生が見込まれる事象の発生またはそれが予見できた場合、稟議申請等により事態の内容および対策等の報告がなされ、その内容を検証したうえでリスク管理規程に則りマニュアルや手順書の改定等に繋げている。

- ③ 安全衛生管理に関するマニュアルを整備し、定期的に社員教育等を行う。

【運用状況】

安全に対する意識付けは安全衛生委員会の活動や同委員会における協議内容を元に各部門において適宜適切に指導が行われている。また安全衛生担当役員および安全衛生委員会が定期的に工場巡視を行い様々な指摘がなされ、作業改善はもとより必要に応じて規程およびマニュアル、手順書の改定を行っている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の人数は、取締役会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲とする。

【運用状況】

現状、取締役は常勤3名、非常勤4名（うち社外取締役3名）の体制としており、構成および員数ともに取締役会が迅速かつ合理的に意思決定できる体制となっている。

ガバナンスの強化、事業運営の質的向上を図るため、社外取締役および社外監査役のみで構成するミーティングを定期に開催し、専門的かつ独立的見地からの事業運営に資する提言をまとめ、執行側への提案を行っている。

- ② 取締役会のほか執行役員会を月1回開催し、重要案件の討議と業務に関する報告を行う。

【運用状況】

執行役員会を毎月1回開催し、業務執行に関するあらゆる重要事項を共有するとともに取締役会から付託された内容を審議し、具体的施策の実行にかかる協

議を行っている。

- ③ 取締役会への付議については取締役会規則に基づき行う。

【運用状況】

取締役会の運営は規則に基づいて適正に行っている。

(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 内部統制に関する規程の整備を行うとともに業務の適正化と効率化を推進する。

【運用状況】

内部統制規程、財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価の基本方針書、内部統制評価マニュアルは適宜改定している。また各部門の業務改編に応じてフローチャートを改定し業務の適正化と監査の効率性を推進している。諸規程については、業務分掌規程や職務権限規程など内部統制上重要な規程は必要に応じて改定作業を行っている。

- ② 当社の経営理念、行動指針を子会社の全役職員が共有し、順法意識の醸成を図る。
- ③ 関係会社管理規程を整備し、子会社の適切な管理を行うとともに子会社における内部統制を推進し業務の効率性および適正性を確保する施策を講ずる。
- ④ 子会社の役員等に対し定期的なモニタリングを実施し必要な助言、支援を行う。

【運用状況】 ②～④

子会社の実態に照らし現状においては綿密な対応は必要としないものの、当社の内部統制に基づいた管理体制のもと運用している。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な人員を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を置いた場合には、当該使用人の任命、解任、人事評価、人事異動等については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(8) 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な知識、能力を有した使用人を選任し、監査役の指揮命令のもとに従事する組織、体制に帰属する。

【運用状況】 (6)～(8)

現状、監査役の職務を補助する使用人は置いていないが、監査役から要請があった場合は適正に対応する。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役会その他の重要な会議への出席を監査役に要請する。

【運用状況】

監査役に対し事前に重要な諸会議の開催通知がなされている。なお、会議の欠席を問わず議事録を配布している。

- ② 取締役および使用人は当社または子会社における業務または財務に重大な影響を及ぼす事項について、遅滞なく監査役に報告する。

【運用状況】

重要な事項については、社長への報告と同時に遅滞なく監査役に報告がなされる体制ができています。

- ③ 監査役は何時でも必要に応じて取締役および使用人に報告を求めることができる。また、必要な文書については、常時閲覧することができる。

【運用状況】

重要な会議について監査役の出席を求めるとともに、諸会議の議事録を送付している。また、稟議書も全て常勤監査役に回付しているほか、必要に応じて報告、説明を行っている。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度の運用に準じ、報告者に不利益がないことを保証する。

【運用状況】

適正に運用されている。

(11) **監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が職務の執行に対して費用の前払請求またはその他の当該職務の執行について生ずる費用の請求があった場合は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、いかなる場合も請求に応ずる。

【運用状況】

監査役の職務の執行について生じる費用については全ての請求に応じている。

(12) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役社長は定期的に監査役と情報交換を行うとともに、取締役および使用人は定期的な監査役のヒアリングを通じ、職務執行状況を監査役に報告する。

【運用状況】

取締役社長は年2回、監査役（会）との会合を実施している。また、取締役および使用人は監査や諸会議を通じて監査役に対し必要な説明、報告を行っている。

- ② 内部監査室は、内部監査の計画および結果について定期的に情報交換を行うなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を図る。

【運用状況】

監査計画に基づき全部門に対する業務監査は監査役と内部監査室と共同で実施されている。また、内部監査室が作成する監査実施報告書は定期的に社長に提出すると同時に監査役に提出されている。

- ③ 監査役は、会計監査人との定期的な打ち合わせを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講評会への出席、在庫等たな卸資産監査への立会い等を行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図る。

【運用状況】

監査役（会）は会計監査人との定期会合（監査計画、監査報告）を実施している。監査役は会計監査人が行う社長ヒアリングに出席しているほか、会計監査人が行う講評会の出席、実地たな卸の立会いへの同行等を行い密に連携を図っている。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,727	流 動 負 債	4,322
現金及び預金	751	支払手形	333
受取手形	283	電子記録債務	1,035
電子記録債権	978	買掛金	1,298
売掛金	3,922	短期借入金	500
契約資産	51	一年内返済予定長期借入金	302
製品	219	未払金	217
仕掛品	445	未払費用	122
原材料及び貯蔵品	947	未払消費税等	45
未収入金	91	未払法人税等	177
その他の流動資産	43	預り金	43
貸倒引当金	△6	返金負債	3
固 定 資 産	4,257	賞与引当金	200
有形固定資産	3,926	設備関係支払手形	21
建物	713	設備関係未払金	7
構築物	45	その他の流動負債	13
機械及び装置	329	固 定 負 債	713
車両運搬具	2	長期借入金	635
工具器具及び備品	19	役員退職慰労引当金	39
土地	2,768	資産除去債務	3
リース資産	34	その他の固定負債	34
建設仮勘定	1	負 債 合 計	5,035
山林	11	純 資 産 の 部	
無形固定資産	74	株 主 資 本	6,948
ソフトウェア	64	資本金	2,473
その他の無形固定資産	10	資本剰余金	2,675
投資その他の資産	256	資本準備金	2,675
投資有価証券	7	利益剰余金	2,043
関係会社株式	12	その他利益剰余金	2,043
出資金	0	圧縮記帳積立金	2
前払年金費用	103	繰越利益剰余金	2,040
繰延税金資産	71	自 己 株 式	△244
会員権	0	評価・換算差額等	0
その他の投資その他の資産	60	その他有価証券評価差額金	0
資 産 合 計	11,984	純 資 産 合 計	6,948
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	11,984

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		16,016
売 上 原 価		13,469
売 上 総 利 益		2,546
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,083
営 業 利 益		463
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2	
受 取 手 数 料	1	
雇 用 調 整 助 成 金	14	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	4	22
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
為 替 差 損	0	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	0	6
経 常 利 益		478
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
補 助 金 収 入	0	
子 会 社 清 算 益	49	50
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 売 却 損	0	
減 損 損 失	1	
保 険 解 約 損	1	4
税 引 前 当 期 純 利 益		524
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	169	
法 人 税 等 調 整 額	△6	163
当 期 純 利 益		361

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金計 合	その他利益剰余金		利益剰余金計 合
				圧縮記帳金 積立	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,473	2,675	2,675	2	1,742	1,745
会計方針の変更による累積的影響額					△1	△1
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,473	2,675	2,675	2	1,741	1,744
当期変動額						
剰余金の配当					△62	△62
圧縮記帳積立金の取崩				△0	0	－
当期純利益					361	361
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	△0	299	299
当期末残高	2,473	2,675	2,675	2	2,040	2,043

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	その他有価証券 評価差額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△244	6,650	0	0	6,650
会計方針の変更による累積的影響額		△1			△1
会計方針の変更を反映した当期首残高	△244	6,648	0	0	6,648
当期変動額					
剰余金の配当		△62			△62
圧縮記帳積立金の取崩		－			－
当期純利益		361			361
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			0	0	0
当期変動額合計	△0	299	0	0	299
当期末残高	△244	6,948	0	0	6,948

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
 その他有価証券 時価のあるもの

移動平均法による原価法
 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 移動平均法による原価法

時価のないもの

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品

総平均法による原価法(ただし、構造部材については個別法による原価法)(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

原材料

月次総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)
 その他の有形固定資産

定額法
 定率法
 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 建物 7年~38年
 機械及び装置 8年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法
 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、賞与の支給規程による支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

退職給付引当金 (前払年金費用)	<p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>
役員退職慰労引当金	<p>役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>

(5) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

内装建材事業における内装部材及び木構造建材事業における構造部材の販売については、主に顧客に商品及び製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する仕入の対価を差し引いた純額で収益を認識しております。

また、金利値引き、リベート、協賛金等の変動対価については、収益を認識する時点でその額を見積り、収益の額から控除するとともに返金負債を計上しております。

② 工事請負契約

木構造建材事業における施設建築及び住宅構造躯体建て方の工事請負契約については、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の事業年度末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負工事については、検収時点において収益を認識しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、金利値引き、リベート、協賛金等の変動対価について、従来は金額確定時に販売費及び一般管理費もしくは営業外費用として処理していましたが、当事業年度より収益を認識する時点で変動対価の額を見積り、収益の額から控除するとともに返金負債を計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用前と比較し、当事業年度の売上高は26百万円減少、販売費及び一般管理費は8百万円減少、営業利益は17百万円減少、営業外費用は16百万円減少、経常利益及び税引前当期純利益は0百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は1百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産71百万円を計上しております。繰延税金資産及び繰延税金負債の相殺前の金額は、繰延税金資産104百万円及び繰延税金負債32百万円であります。当該繰延税金資産104百万円は、繰延税金資産の総額230百万円から、将来減算一時差異に係る評価性引当額126百万円を控除した金額であります。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識しております。

繰延税金資産の回収可能性は、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得の見積額及びタックス・プランニング等に基づいて判断しております。

当事業年度の繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に基づき、翌事業年度の課税所得の見積額に基づいて、翌事業年度の一時差異等のスケジュールリングの結果、回収可能と認められる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当事業年度末の繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたって、当社の将来の収益に与える影響を客観的に予測することが困難であることから、以下の仮定を用いて作成した翌事業年度の事業計画を基礎とした課税所得の見積額に基づき、繰延税金資産の回収可能性について判断しております。

昨年から続く「ウッドショック」を背景にロシアのウクライナ侵攻を発端とした世界情勢の不安定感の高まりが木材市場の混乱に拍車を掛け、加えて円安の進行も重なり、海外資材の調達コストの更なる高騰および調達不安が予測され、これらの影響は翌事業年度も続くものと想定しております。

他方、新型コロナウイルス感染症の影響は翌事業年度以降も続くものの、経済への影響は当事業年度と同等もしくは緩やかに回復すると仮定しており、当社の経営状況への影響は軽微であると判断しております。

上記のとおり、非常に不透明な経済環境を背景とし、新設住宅着工戸数は減少傾向が予測されますが、経営目標および重点課題を着実に実行していくことで、翌事業年度の売上高は当事業年度と同等の水準になることを見込んでおります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

翌事業年度において、課税所得の見積額が減少し回収可能性がないと判断された場合は、繰延税金資産の取り崩しが発生し翌事業年度の利益金額に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	7,156百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	22百万円
短期金銭債務	252

(3) 当座借越契約及びコミットメントライン契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度額及びコミットメントラインの総額	3,300百万円
借入実行残高	500
差引額	2,800

上記コミットメントライン契約について、以下のどちらかの財務制限条項が付されております。

- ① 2022年3月期決算における純資産が2021年3月期決算と比べ75%以上を維持。
 - ② 2021年3月期決算及び2022年3月期決算における純資産が2020年3月期決算及び2021年3月期決算のいずれか大きい方と比べ50%以上を維持。
- (4) 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額
機 械 及 び 装 置 100百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 171百万円

仕 入 高 2,126

その他の営業取引高 10

営業取引以外の取引高

営 業 外 収 益 1百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	4,673千株	一千株	一千株	4,673千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	208千株	0千株	一千株	208千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	31百万円	7円	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	31百万円	7円	2021年9月30日	2021年12月1日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44百万円	10円	2022年3月31日	2022年6月24日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の

目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は資金収支計画に照らして、設備投資資金及び運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、債権管理規程に従い、各事業部門において、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の財務状況等を年度ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、管理部において定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握する体制としております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に設備投資資金及び運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	7	7	－
資産計	7	7	－
(1) 長期借入金 (※)	937	935	△1
負債計	937	935	△1

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 現金は注記を省略しており、及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
関係会社株式 非上場株式等 (※)	12

(※) 非上場株式等については市場価格がないため、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象としておりません。

- (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 株式	7	—	—	7

- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金 (※)	—	935	—	935

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

元金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金及び未払事業税などであり、繰延税金負債の発生の主な原因は前払年金費用などです。

9. 持分法損益等に関する注記

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	都築木材 ㈱	長野県 伊那市	20	住宅建築資 材の製造・ 販売	議決権等 （被所有） 直接26.9% 間接 ー%	当社製品の 販売及び原 材料の仕入 役員の兼任	木質建材の 販売	171	売掛金	19
							原材料の 仕入	1,973	買掛金	230

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 木質建材の販売については、価格その他の取引条件は当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
- ② 原材料の仕入については、価格その他の取引条件は当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(2) 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社 (当該会社 の子会社を 含む)	西垣林業 ㈱	奈良県 桜井市	75	木材卸売・ 製材加工・ 林業経営・ 建築請負	議決権等 （被所有） 直接23.5% 間接 ー%	当社製品の 販売及び原 材料の仕入 役員の兼任	木質建材の 販売	0	ー	ー
							原材料の 仕入	95	買掛金	12

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 木質建材の販売については、価格その他の取引条件は当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
 - ② 原材料の仕入については、価格その他の取引条件は当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
2. 西垣林業株式会社は、当社役員西垣貴文氏及びその近親者が議決権の過半数を間接所有しております。

11. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
(財又はサービスの種類別)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	内 装 建材事業	木 構 造 建材事業	計		
階段・手摺 カウンター	4,203	—	4,203	—	4,203
和風造作材・框・洋風造作材	2,066	—	2,066	—	2,066
プレカット加工材	1,565	—	1,565	—	1,565
住宅パネル	—	6,532	6,532	—	6,532
施設建築・建て方請負い	—	620	620	—	620
その他	—	387	387	—	387
その他	193	432	626	—	626
顧客との契約から生じる収益	8,028	7,972	16,001	—	16,001
その他の収益	—	—	—	14	14
外部顧客への売上高	8,028	7,972	16,001	14	16,016

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、賃貸事業であります。

(収益認識の時期別)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	内 装 建材事業	木 構 造 建材事業	計		
一時点で移転される財	8,028	7,643	15,672	—	15,672
一定の期間にわたり移転される財	—	329	329	—	329
顧客との契約から生じる収益	8,028	7,972	16,001	—	16,001
その他の収益	—	—	—	14	14
外部顧客への売上高	8,028	7,972	16,001	14	16,016

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、賃貸事業であります。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、工事請負契約について事業年度末日時点で履行義務を充足しておりますが未請求である対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債に含まれていた額はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。このため、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,556円29銭
(2) 1株当たり当期純利益	81円07銭

(注) 「2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益はそれぞれ0円36銭、0円20銭減少しております。

13. 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

セブン工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 馬 渕 宣 考 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セブン工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

セブン工業株式会社 監査役会

常勤監査役	阿	部	正	義	㊟
社外監査役	串	田	正	克	㊟
社外監査役	稲	越	千	束	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円

配当総額 44,646,690円

③剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 <u>当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>(2)</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>第 1 条</u> 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>(2)</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p><u>(3)</u> 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役稲越千束氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
いなこしちづか 稲越千束 (1949年6月15日生)	1975年3月 監査法人伊東会計事務所（有 限責任 あずさ監査法人）入所 1980年9月 公認会計士登録 1998年7月 同監査法人代表社員 2011年7月 有限責任 あずさ監査法人退 任 公認会計士稲越千束事務所開設 （現任） 2014年6月 当社監査役（現任）	—

- (注) 1. 当社と監査役候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 稲越千束氏は社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由および社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由等
- 稲越千束氏は、公認会計士として財務および会計に関する知見を有しており、その見地から経営全般の監査をお願いするとともに、的確な提言をいただくために社外監査役候補者とするものであります。同氏は、直接、経営に関与された経験はありませんが、企業財務に精通し高い見識を有していることから社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員として両証券取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員に指定する予定です。また、同氏の当社監査役就任期間は本株主総会終結の時をもって8年となります。
4. 監査役との責任限定契約について
- 当社は稲越千束氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、稲越千束氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

5. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回も更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役が就任する順位につきましては、梅村誠司氏を第1順位とし、野口洋高氏を第2順位といたします。ただし、梅村誠司氏は社外監査役の要件を満たしておりませんので、社外監査役が欠けた場合の補欠者は野口洋高氏となります。

なお、この補欠監査役の選任が効力を有する期間は、次期定時株主総会の開始の時までであります。監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
1	うめむらせいし 梅村誠司 (1956年2月6日生)	1978年3月 当社入社 2009年6月 当社取締役製造本部副本部長・積層建材部長 2011年1月 当社取締役製造本部長・製造業務部長・生産管理部長 2013年6月 当社常務取締役製造本部長・製造業務部長 2016年12月 当社常務取締役内装建材事業本部長 2017年12月 当社常務取締役社長補佐 2019年12月 当社常務取締役社長補佐 兼 内部監査室長 2021年4月 当社取締役常務執行役員社長補佐 兼 内部監査室長 2021年6月 当社内部監査室長 (現任)	12,663株
2	のぐちひろたか 野口洋高 (1975年5月12日生)	2007年9月 弁護士登録 窪田法律特許事務所 入所 2008年1月 ホーガン・ロヴェルズ法律事務所 外国法共同事業 2015年6月 串田法律事務所 (現串田・野口法律事務所) 入所 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 野口洋高氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由および社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由
 野口洋高氏は弁護士であり、有識者として培われた高度な専門的知識を当

社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 補欠監査役との責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。これにより梅村誠司および野口洋高の両氏が監査役に就任した場合、当社は両氏との間で当該契約を締結する予定であります。

5. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回も更新を予定しております。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がかがやき監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人として必要とされる専門性、独立性、職業倫理、品質管理体制、監査費用等を総合的に勘案し、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

名 称	かがやき監査法人		
事 務 所	主たる事務所	本部・名古屋事務所 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋6F (2022年4月1日現在)	
	その他の事務所	東京事務所、大津事務所、大阪事務所	
沿 革	2003年4月	かがやき監査法人設立	
概 要	出資金		9百万円
	構成人員	社員（公認会計士）	10名
		職員（公認会計士）	52名
		（その他の職員）	8名
		合 計	70名
	関与会社		66社

以 上

メ モ

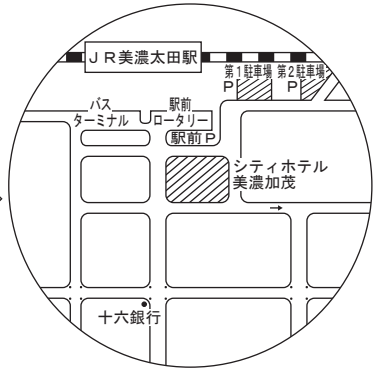
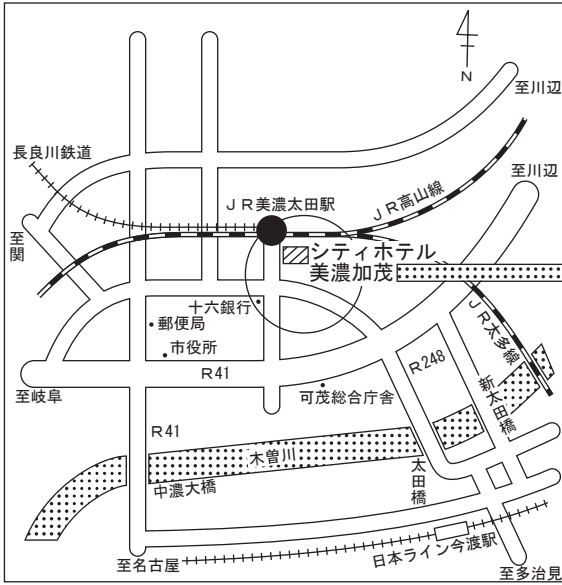
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

定時株主総会会場のご案内図

会 場 岐阜県美濃加茂市太田町2565番地の1
 シティホテル美濃加茂3階 若竹（わかたけ）の間
 電話 (0574) 27-1122



〔もよりの駅よりの所要時間〕

- 名古屋駅 JR (ワイドビュー) ひだで40分 車で50分
- 岐阜駅 JR高山線で40分 車で40分
- 郡上八幡駅 長良川鉄道で80分 車で60分
- 多治見駅 JR太多線で30分 車で40分
- 高山駅 JR高山線で120分 車で150分